

2010年 (平成22年) 5月11日 (火曜日)

海外技工反対の ポスターを作成

海外委託の歯科技工問題で国を相手に最高裁で争っている全国の歯科技工士有志による違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部(脇本征男代表)は、海外技工の違法性を訴える新しいポスターを作成し

た。ポスターでは歯科技工士法の「17条を守れ」と大書きし、歯科技工の委託先として、国内歯科技工所以外の国内無資格者、海外無資格者、海外歯科技工所の文字にバツ印をつけている。

更に国の責務として憲法25条を示し、厚労省に対し、「17年通達」と「22年通達」の撤廃、輸入禁止を掲げている。

17条を守れ

歯科技工士法 第17条

歯科医師又は歯科技師でなければ兼して歯科医を営ってはならない。



国内歯科技工所

歯科技工委託



~~国内無資格者~~
~~海外無資格者~~
~~海外歯科技工所~~

国の責務

国民の健康と安心・安全を守る義務がある

憲法 第25条

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活面において、これを保障し、社会福祉及び労働者の健康その他の福利増進に努めなければならない。

厚生労働省
「17年通達」
「22年通達」

撤廃 輸入禁止

歯科医療を守る国民運動推進本部